

筆道資料の探訪

明治時代

明治四末七月十五日 殿様事
知事様と相唱候処東京御住居
被仰出ニ付御家族様迄も国方
御引払御上京被遊候 知事職
御免国道追而御沙汰相成候迄
ハ大参事以下先ツ是迄之通取
計可申御触七月晦日 割庄屋
廻村ニ而被申渡候事

明治五年四月、広島県下を十
七大区・一六九小区に分け、こ
の時に安芸郡は三大区で海田
市・加藤 沢方を借受け大区用
所に取り調えています。ここは
元郡用御役所出張所で御代官勤
番屋敷であった所です。

三大区の区長には国枝文静
(与助) 戸長は沢原繁太郎、他
に副戸長六名が選任され、熊野
村からは佐々木高仙(城健太郎)
が副戸長に列しています。

当時の熊野・川角は五小区で
青山次征(陣山)・佐々木祐四郎
(山田屋) が用係に任命されま
した。

明治五年^{壬午}「熊野筆墨商高」
について次のような記録があり
ます。

一、筆凡 四 千 両

式千両 地表
口千両

一、墨 三 千 両

全テ上ミ方仕入

但右之外墨筆共上方ニて仕
入方々江積下シ之分ハ相
分り不申候

一、村内筆職之者其男女老若共
凡 百式拾人

右申上候 已上

^{壬午}(明治五年) 熊野村

十一月廿一日 祐四郎

山下成一殿

明治三年に新貨幣が铸造さ
れ、金銭廿円ノ壹円迄銀錢一
円ノ一厘錢迄銅錢とも一般御
開御布令相成候
とありますから一両は一円也
と解釈すべきです。

当時(明治五)役人の給料は、

一、区长 月給 拾八両也

一、戸長 同 拾五両也

一、副戸長^カ 拾式兩ツ、也

小区用係(村長)は一ヶ年給拾

五両也と記録されています。

明治十一年に「郡区町村編成
方」が發布されてこの大区小区
制は廃止され郡には郡長・区に
は区长・町村には戸長がおかれ
ました。

此處民庶、暴動奮見、
憤然起す、一、女性
其秋、衆議院議員、
人心、益々、不可測、也
業、五、時、所謂、民、
引、働、し、見、れ、れ、
ノ、一、月、の、二、日、三、日、
程、留、任、風、潮、の、
ヲ、激、辨、別、美、公、館、
ヲ、強、引、別、館、不、在、
因、引、別、館、不、在、
然、ノ、別、館、不、在、
若、ト、了、解、し、向、後、
一、行、は、月、半、可、
也

▲明治4年武一騒動に対して広島県庶
から出された論告書